

(特活)名古屋NGOセンター役員改選規則

第1条 役員改選委員会の設置

- 1) 本会の理事および監事(以下、役員という。)の改選に当たって、理事会は役員改選委員会(以下、委員会という)を設置する。
- 2) 委員会は、理事会の委嘱を受け、役員候補者を募集し、考査し、その結果を理事会に報告する。

第2条 役員改選委員会の構成

- 1) 委員会は、理事長、事務局長または事務局長代行、各常設委員会の委員長をもって構成する。
- 2) 委員長は、委員の互選による。

第3条 役員(理事・監事)候補者の募集

- 1) 役員候補者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ・ 正会員である加盟団体(以下、正会員という。)が推薦した者、もしくは正会員が立候補を承認した者。但し、一つの正会員からの役員候補者は、2名以内とする。
 - ・ 維持会員(個人等)であり、立候補した者。但し、維持会員が立候補する場合は、理事1名もしくはいずれかひとつの常設委員会の推薦を要する。
 - ・ 高い専門性を有する有識者で、委員会が推薦した者。
- 2) 理事候補者については、正会員による推薦もしくは承認を受けた者が3分の2以上を占めなければならない。

第4条 役員(理事・監事)の決定

- 1) 理事会は、委員会の報告を受け、役員候補者を決定する。
- 2) 理事会は、役員候補者名簿を作成し、総会に議案として提出する。

第5条 本規則の改定等

この規則の改定は、理事会が総会に提案し、総会の議決を経て決する。

附則

- 一、本規則は、2005年5月22日より施行する。
- 二、本規則の改定は、2010年5月22日より施行する。